

令和 6 年度

第 5 回日本版包装前面栄養表示に関する検討会

議事録

消費者庁食品表示課

株式会社オーエムシー

令和 7 年 3 月

令和6年度 第5回日本版包装前面栄養表示に関する検討会

議事次第

日時：令和7年3月6日（木）

10：00 ～ 12：00

場所：銀座ユニーク7丁目 N401

1 開会

2 議事

- (1) 日本版包装前面栄養表示の位置付けについて
- (2) これまでの議論を踏まえた日本版包装前面栄養表示ガイドラインの記載方針（案）
- (3) その他

3 閉会

<資料>

- 資料1 第1回から第4回までの検討会における構成員の主な意見等について
- 資料2 日本版包装前面栄養表示の位置付けについて
- 資料3 これまでの議論を踏まえた日本版包装前面栄養表示ガイドラインの記載方針（案）
- 資料4 「令和7年度日本版包装前面栄養表示に関する検討会」開催スケジュール等

- 参考資料1 令和6年度日本版包装前面栄養表示に関する検討会 開催要領
- 参考資料2 我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性
- 参考資料3 コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン
- 参考資料4 諸外国等における取組について
- 参考資料5 国内における食品関連事業者の自主的な取組について
- 参考資料6 加工食品における栄養成分等の表示実態調査の結果について

<構成員>五十音順

- ・阿部 絹子 : 公益社団法人 日本栄養士会 常務理事
- 石見 佳子 : 東京農業大学 総合研究所 参与・客員教授
- ・河野 浩 : 一般財団法人 食品産業センター 事業推進部 次長
- ・坂口 景子 : 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師
- ・竹林 純 : 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究センター

食品分析・表示研究室長（オンライン）

- ・戸部 依子 : 公益社団法人日本消費生活アドバイザー
・コンサルタント・相談員協会（オンライン）
- ・中村 伸一郎 : オール日本スーパーマーケット協会 常務理事
（オンライン）
- ・森田 満樹 : 一般社団法人 Food Communication Compass 代表
（○：座長）

<消費者庁>

- ・清水 正雄 食品表示課 課長
- ・今川 正紀 食品表示課 保健表示室 室長
- ・斎藤 雅文 食品表示課 保健表示室 課長補佐

<オブザーバー>

- ・斎藤 あき 厚生労働省 健康・生活衛生局健康課 栄養指導室 室長補佐（オンライン）
- ・春日 朱里 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 新事業・国際グループ
国際班 課長補佐

1. 開 会

(事務局) 定刻となりましたので、「令和6年度 第5回 日本版包装前面栄養表示に関する検討会」を開会いたします。私は、本検討会の事務局を務める株式会社オーエムシーの山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、開会に当たっての注意点を御案内いたします。本検討会は、傍聴を希望された方に対し、リアルタイムでウェブ配信を行っています。また、報道関係の方が会場で傍聴されており、冒頭部分は写真撮影を可能としています。なお、記録のため、配信画面を録画しておりますので、重ねて御了承いただけますようお願い申し上げます。また、万が一、地震などの災害が発生した場合には、事務局で誘導いたしますので、慌てずに行動をお願いいたします。

次に、出席者についての御案内です。竹林構成員、戸部構成員、中村構成員がオンラインにて参加されています。

それでは、報道関係の皆様におかれましては、カメラの撮影はここまでとなります。

<本日の資料>

【議事次第】

- 【資料1】 第1回から第4回までの検討会における構成員の主な意見等について
- 【資料2】 日本版包装前面栄養表示の位置付けについて
- 【資料3】 これまでの議論を踏まえた日本版包装前面栄養表示ガイドラインの記載方針（案）
- 【資料4】 「令和7年度日本版包装前面栄養表示に関する検討会」開催スケジュール等

- 【参考資料1】 令和6年度 日本版包装前面栄養表示に関する検討会 開催要領
- 【参考資料2】 我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性
- 【参考資料3】 コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン
- 【参考資料4】 諸外国等における取組について
- 【参考資料5】 国内における食品関連事業者の自主的な取組について
- 【参考資料6】 加工食品における栄養成分等の表示実態調査の結果について

以降の議事については、石見座長にお願いしたく存じます。石見座長、よろしくお願いいたします。

<前回の振り返り>

(石見座長) 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の議事に入る前に【資料1】について消費者庁より説明いただき、第4回

の検討会で出た意見の振り返りを行います。それでは、お願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 消費者庁の斎藤です。よろしくお願いします。それでは、【資料１】を御覧ください。

【資料１】第１回から第４回までの検討会における構成員の主な意見等について

こちらの資料に沿い、第４回に出た意見として青字で示した部分について紹介します。

１．我が国における包装前面栄養表示は消費者の健康の保持・増進に資する取組であることを前提としつつ、加工食品の製造等を行う食品関連事業者が当該制度を理解し、導入しやすい日本版包装前面栄養表示ガイドライン原案

ガイドラインの内容になります。まずガイドラインの目的の文案が長いため２文に分けるなどの工夫が必要ではないか。次に、日本版包装前面栄養表示の範囲について、前回時点では「望ましくない」といった記載でしたが、それでは混乱が生じる可能性があるため「範囲外」と修正してはどうか。それから、このガイドラインの中に栄養素等表示基準値が記載されているのですが、その意味するところとして１日当たりの基準値であることが伝わるように追記してはどうか。そして、日本版包装前面栄養表示における栄養素等の量は原則として栄養成分表示と矛盾しないことが重要であるためその旨を記載してはどうか。さらに、日本版包装前面栄養表示の単位についてはグラム表記よりも、はかり等を使用しなくとも把握できるような単位が望ましいことから、消費者にとっての分かりやすさの観点から重量よりも個数等を先に記載してはどうか。最後に、次ページにわたりますが、表示の位置については、前面として容器包装の見つけやすい箇所としているが、その前面については社名やブランド名、商品名といった箇所を指すような説明があると分かりやすいのではないかと意見をいただきました。

２．消費者の視認性を高める取組であることを前提としつつ、食品関連事業者がデザインする食品のパッケージとの調和が図れるような日本版包装前面栄養表示の様式案

次に、資料最後の５ページ目です。様式案に関する部分ですが、今後の普及啓発を考えるとエネルギーから炭水化物までの４項目と食塩相当量を区別するべきである。炭水化物と食塩相当量の間に間隔を空けるような様式にしてはどうかとの意見がありました。以上です。

(石見座長) 御説明ありがとうございました。

２．議 事

(１) 日本版包装前面栄養表示の位置付けについて

(石見座長) それでは、議事(１)「日本版包装前面栄養表示の位置付けについて」に入ります。消費者庁から資料の説明をよろしくお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) それでは、【資料２】を御覧ください。

【資料２】日本版包装前面栄養表示の位置付けについて

◆WHOにおけるFOPNLガイドライン

2 ページ目になります。WHO において 2019 年に包装前面栄養表示（FOPNL）のガイドラインが公表されました。FOPNL は、まず各国の健康・栄養政策に沿ったものであるべき、更には単一の取組を開発すべきである、そして FOPNL を開発するためには栄養成分表示の義務化が前提条件である、それから、モニタリングの必要性や分かりやすいガイドラインをつくること等が規定されています。

◆コーデックス委員会における FOPNL ガイドライン

コーデックス委員会でも、2015 年から 2021 年にかけて検討を行い、FOPNL に関するガイドラインを策定しています。WHO のガイドラインと重なる部分がありますが、国内の法律に則って任意又は義務とすることができる、各国政府が推奨する FOPNL は一つだけである。そして、根拠に基づいた国又は地域の食事ガイダンス、もしくは健康・栄養政策に沿ったものでなければならない等が規定されています。

◆諸外国における FOPNL の取組事例

4 ページ目の資料です。各国で既に FOPNL の取組が広がっている現状があります。任意や義務がそれぞれあり、閾値・カテゴリー又はスコアリング型といったマークに意味を持たせるものや、イタリアのように栄養素の含有量の表示が分かるようにするなど各国様々な取組がなされている状況について昨年度の検討会で紹介したところです。

◆諸外国における栄養成分表示及び FOPNL 制度（1）

各国の FOPNL の位置付けがどうなっているかを 5 ページ以降に記載しています。一番上に国名、2 段目に栄養成分表示で義務付けている成分の一覧、中段に FOPNL の具体、一番下段が FOPNL の法的な位置付けとなります。

5 ページ目のスウェーデンからオーストラリアについては、どの国も任意表示として FOPNL に取り組んでいる状況です。スウェーデンについては北欧栄養勧告を策定し、それに基づくガイドラインとして FOPNL が運用されていますが、法的に位置付けてはいません。イギリス、イタリア、フランスについても EU 規則を参考にしながら、各国でガイドライン、マニュアル、Q&A を策定している状況であり、法的な位置付けは特にありません。オーストラリアについては法的な位置付け一部ありとしています。オーストラリアの基準にあるヘルスクレームの中で、ヘルススターレーティングという名称が健康という名称を含むことから、例外規定としてヘルススターレーティングはヘルスクレームではないと規定しています。そのため、一部ありと記載していますが、FOPNL 自体が法的に位置付けられているものではありません。

◆諸外国における栄養成分表示及び FOPNL 制度（2）

6 ページ目になります。続いてシンガポール、タイ、カナダの取組です。まずシンガポールについて、こちらに書かれているマークは政府が作成したものではないことから、法的な位置付けを取らずにガイドラインだけで運用されているものとなります。次のタイとカナダについては、FOPNL が義務化されている国であり、それぞれ法的な位置付けがあります。タイであれば保健省告示、カナダであれば FDA 規則の中に位置付けられている状

況です。

また、追加情報として、アメリカはFOPNLに関して今年1月16日からパブリックコメントを募集し、中段にあるような取組において義務表示に向けた検討を今進めている状況になります。

◆食品関連事業者の自主的な取組の取扱い

こちらは第4回目の検討会資料の再掲になります。我が国において一部の食品関連事業者で自主的な取組が進んでいるものの、特に統一されていない状況であると昨年度に取りまとめました。そして、第3回の検討会において表示の実態調査の結果を報告し、調査をした食品の中で約15%、FOPNLのような取組があった状況であり、これらの取組については消費者の食品へのアクセスや情報へのアクセスが向上するものと考えられます。食環境づくりを推進する観点から、既に消費者が利用している現在の自主的な取組については当面の間、維持できるようにすることとの前提を確認しました。

◆日本版包装前面表示の様式案

その上で、8ページの様式案についても現状こちらの3案まで絞り込みました。

◆食品表示基準における位置付けについて

9ページ目になります。こちらは食品表示基準における位置付けについて考察した内容になりますが、食品表示基準に位置付けないことと位置付けることについて、それぞれ利点・欠点をまとめたものです。

・食品表示基準に位置付けない場合

こちらの利点は、食品関連事業者における柔軟な対応が可能となり、その結果、自主的な取組が進み、食環境づくりの推進が期待できるのではないかと。また、ガイドラインをつくった際にその改正が比較的容易になるため、課題が生じた際に迅速かつ柔軟に対応できるものと考えます。一方、欠点としては様式やルールが十分に統一されない可能性が挙げられます。

・食品表示基準に位置付ける場合

次にこちらの利点ですが、例えば食品表示基準及び「食品表示基準について」(次長通知)に位置付けることが想定されます。その場合に当該取組を推奨表示事項として説明することができるのではないかと。また、様式やルールを厳格に統一できると考えます。一方、欠点として、あくまでも昨年度の中間取りまとめの中で任意表示として考えようということであり、ごく一部の食品にしか取組がなされていない現段階で規制的な措置を導入することにより、法令違反への懸念等から導入に踏み切れない食品関連事業者が多くなる可能性を懸念します。

◆日本版包装前面栄養表示の位置付けについて

これらを踏まえて10ページ目にまとめています。日本版包装前面栄養表示の位置付けについて現時点で日本版包装前面栄養表示の普及に必要なこととしては、自主的に先行して行われている食品関連事業者の取組を妨げることなく、これから取り組む食品関連事業

者に対して一定のルール及びその望ましい在り方を示すことが大切ではないか。また、当該ガイドラインを作成後にも、消費者や食品関連事業者の双方にとって、運用自体に分かりにくい部分があれば、迅速かつ柔軟に対応できるようにする必要があるのではないか。この点については、下の米印にあるように、諸外国においても FOPNL ガイドラインを公表した後、そのガイドラインを改正している状況です。オーストラリアであれば第7版、カナダ、イギリスについてはそれぞれ第2版、見直しを行いながら運用している状況です。

それから3ポツ目ですが、一方、様々な形態の包装前面栄養表示が今後乱立し、消費者にとって分かりにくい状況が万が一生じた場合には規制的な手法も検討する必要があるのではないか。結論としては、したがって、現時点において食品表示基準に位置付け、様式やルールを統一化するのではなく、当面の間は法令上の義務は課さない独立したガイドラインで運用することとしてはどうかと考えています。以上です。

(石見座長) 御説明ありがとうございました。

○討 議 1

(石見座長) それでは、議論に入ります。ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ありますか。河野構成員、お願いします。

(河野構成員) 御説明ありがとうございました。10 ページ目の食品表示基準の位置付け、ガイドラインに関しては賛同しますが、3ポツ目の消費者に分かりにくい状況が生じた場合には規制的な手法も検討するという点で、消費者に分かりにくい状況というのをもう少し具体的に御説明いただいてもよろしいでしょうか。

(石見座長) それでは、斎藤課長補佐、お願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 実態調査を今年度行い、現行自主的に取り組んでいただいている食品関連事業者の取組に関しては、前面にエネルギーの量を表示する取組が多かった印象です。ただし、前面に量を書くこと自体は栄養強調表示ではないものの、強調したいものだけ次々に前に出していくといった状況が散見される場合、それが更に消費者にとって分かりづらいといった状況である場合には3ポツに記載したような規制的な手法についても検討する必要があると考えています。

(石見座長) 御説明ありがとうございました。河野構成員、いかがでしょうか。

(河野構成員) 分かりました。ありがとうございます。

(石見座長) それでは、坂口構成員、お願いします。

(坂口構成員) 同じく10 ページ目になります。説明いただいたとおり、現状あるいは諸外国の状況を踏まえて食品表示基準に位置付けるのではなく、まずはガイドラインとすることについては異論ありません。しかし、一方で諸外国の状況を見ると、例えばイギリスやフランスは任意にすることによってなかなか広がらない点が現在課題になっています。日本も同様の課題が生じる可能性は大いにあると考えられます。先ほど河野構成員から挙げられた分かりにくいとはどういうことかといった質問とも関連するものとして、今後、

前面表示を広めていくためには的確な評価をどのように行うかも必要であり、検討いただければと思います。以上です。

(石見座長) ありがとうございました。まず普及啓発をし、評価も行っていく。そして今後、評価の手順も考えていくとの御意見でした。消費者庁、今の点についてはいかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 評価項目について、適宜検討していく必要があると考えます。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、阿部構成員、お願いします。

(阿部構成員) 私も、特に最初のスタートはガイドラインでよいと思います。9 ページ目の表示基準に位置付ける場合のデメリットとして、法令違反の懸念などから導入に踏み切れない食品関連事業者が増えるというのは、先ほど坂口構成員の話にもあったように、せっかくこのような制度をつくったにもかかわらず普及されないことよりは、まずは多くの方に理解いただくことが重要だと思います。ただし、包装前面表示の法令違反に該当するものとしてどのようなものが該当するかは、先ほど評価といった話もありましたが、今後の表示内容等もしっかり確認していただき、将来的にはどのように位置付けるのがよいかについて検討いただければと思います。よろしくお願いします。

(石見座長) ありがとうございました。それでは、竹林構成員、お願いします。

(竹林構成員) 私も、食品表示基準に位置付けないという事務局の提案に賛成します。食品表示基準に位置付けることで様式が統一される点は、コーデックス委員会のガイドラインでも推奨されており、大きなメリットだと考えます。しかし、現在独自に包装前面栄養表示を実施している食品事業者が、統一様式への移行に難色を示し、結果として前面表示そのものを取りやめてしまう恐れがあります。それは避けるべきであり、現段階では包装前面表示がある加工食品を少しでも増やすことが何より重要であると考えます。以上です。

(石見座長) 御意見ありがとうございます。賛成ということで承りました。それでは、戸部構成員、お願いします。

(戸部構成員) 私も、ガイドラインとして導入することに賛成です。先ほど坂口構成員からも話があったように、ガイドラインとして導入した後の評価が非常に重要だと思います。10 ページ目の3 ポツ目において、分かりにくい状況が生じた場合には規制的な手法も検討するといった点で、表現上の問題だけかもしれませんが、ガイドラインそのものも見直す必要があるかもしれません。そのため、評価のステップを入れていくことも位置付けの部分に追加するとよいと思いました。

(石見座長) ありがとうございます。評価に関する記述を少し加えてはどうかという御意見でした。それでは、森田構成員、お願いします。

(森田構成員) 私も、10 ページに関して食品表示基準に位置付けるのではなく、ガイドラインとして単独にという点に賛同します。今まで 15.7% という何らかの前面表示をさ

れているところがある中で、今回のこのパターンでなくては駄目だということになっていくと、せつかくの栄養情報の普及が後退する懸念があります。竹林構成員と同様の理由ですが、ガイドラインでよいと思います。

一方、評価の話ですが、どのような消費者に分かりにくい状況が生じるかという、それは消費者への誤認だと想像します。日本版包装前面栄養表示の様式案について、これを日本のマークであるとして、一部だけ使われるのではないか。例えば、現在もたんぱく質の部分だけを一部切り取って強調されている食品を多く見かけます。それを日本版包装前面栄養表示と同じマークで一部だけ持ってくると、これが日本版包装前面栄養表示だろうかと消費者が思ってしまうことを懸念します。

また、例えば完全何とかといった食品がある中で、ビタミンやミネラルは全部かつ前面に強調して書いてあるものの、食塩相当量は裏面の栄養成分表示を見ないと分からないといったものがあります。そうしたものは、それだけ栄養強調表示をしているにもかかわらず、日本版包装前面栄養表示の要素に関して取り入れていません。その会社によって栄養強調表示だけを強調し、全体的な俯瞰^{ふかん}して見える FOPNL はあえて見せないといった場合、消費者を誤認させる栄養情報だと思います。そういうものが出てくるとも二つ目の誤認だと考えます。

これは、もともと栄養強調表示としてされているものは結構多いこともありますが、栄養強調表示をマークのようにして使っているものが多いといった一面があり、都合のよいところだけを取り出すものも散見されます。それが日本版包装前面栄養表示と誤認させることになっていくと問題です。

また、現在、日本版包装前面栄養表示に似たような様式があるかどうか、市場を見ていくと、炭水化物ではなく、糖質と食物繊維で分けているものがあります。それはそれで悩ましいと言うべきか、消費者は糖質の方が知りたいといったお客様の問合せに応じて炭水化物をあえて分けて前面に持ってきている。そして、裏面にはしっかりと炭水化物を書いているといった事例があります。そういったものは、日本版包装前面栄養表示をやりたいと思いながらも、炭水化物でまとめられてしまうと糖質と食物繊維を分けて伝えられせん。糖質と食物繊維を分けて前面表示をされているところも多くあるため、それが伝え切れないことから踏み切れないなと思うようなものがあると考えます。そうした状態が長く続くと、先ほど例えばカナダの第2版といった見直しも挙げられましたが、炭水化物を分けるといった改正も出てくるのかもしれませんが。

それから、今アメリカで義務表示の検討を行っているものは飽和脂肪酸になります。推奨表示ですが、包装前面栄養表示に飽和脂肪酸を書いているグローバルな企業もあります。やはり飽和脂肪酸は消費者に伝えたい思いがあれば、今回ガイドラインですから、そうしたものは妨げられないと思います。そのように考えていくとなかなか普及しないといったところで、炭水化物は糖質のものがずっと残る、飽和脂肪酸を書きたいといったものがずっと残る状況が続くとなれば、そこは一定の時期で評価が必要になると思います。また、消

費者と事業者の思いがずれるようなものと分かってきた場合も含め、評価の観点の中に入ると考えます。

当面は 10 ページの形で進めることなどこれまで述べてきたとおりですが、そうは言いながらも最初のコーデックスにあるように、できるだけ単一の取組を開発し、それを進めていくことが推奨されるわけです。それになかなか移行しないことがあれば見直す場合も出てくるのではないのでしょうか。

それから、もう一点続けてよろしいでしょうか。

(石見座長) お願いします。

(森田構成員) 私は前回欠席をしており、様式案について隙間を空けるといった議論に参加できていません。私は様式案 1 を推しており、隙間が入っていない部分で特に食塩相当量を強調しないものがよいと思っています。理由としては、食塩相当量だけ色が違っていることで、これは食塩が少ないものかと間違えてしまう方や、なぜ強調されているかが分からないといった人もいるかもしれません。そうした点から、シンプルに全て隙間のない様式案 1 を提案していました。前回の議論の議事録も拝見し、やはり食塩相当量に日本としては留意すべきであるといった意見があり、それに対していろいろと反対意見もあったと捉えています。結果として隙間を空ける形で既に進められています。今さらの発言になりますが、隙間を空けることで、一つは消費者目線として、これは印字ミスではないか。また、隙間が空いていることにどのような意味があるのか、何で隙間が空いているのだろうかと思うかもしれません。

例えば、エネルギーを組成するのはたんぱく質、脂質、炭水化物であるため、そこでグルーピングをしている。そして更に食塩相当量は日本人として留意すべき事項から隙間が空いているというふうにすぐに思える人は多分少ないと思います。隙間があると、一目で見た際にデザインとして成立しないと言うべきか、マークとして不完全な印象を少し持ちます。前回参加できていれば、今の観点で意見を申し上げたと思います。既に進行していることから議論は終わっていると思いますが、もしアンケートを来年されるのであれば、隙間を空けることに対して違和感があるかどうかもしヒアリングの機会にお願いしたく存じます。

決定事項だと言われればそれまでですが、2 月に様々な事業者の方と話をする機会がありまして、隙間を空けることはマークとしておかしい。例えば食塩相当量を強調するならば、その部分だけ枠を太字にすればよいと思うなど、事業者からすると隙間を空けることに対し、わざわざ正面に持ってくるのに不完全なものを持ってくるといった意見も幾つか聞かれました。パブリックコメントは隙間を開けた時点だと思いますので、もし最後に検討ができるのであればアンケートの時点だと思います。検討の余地がなければ、意見として議事録に残すだけでも結構ですが、その旨はお伝えしておきたいと思いました。以上です。

(石見座長) 御発言ありがとうございました。前半の部分は、消費者に誤認を与えな

いようにといった御意見でした。様々なケースがあり、栄養強調表示として誤認される可能性をはじめ、炭水化物については糖質と食物繊維を分ける、あるいは飽和脂肪酸を表示したい事業者もあるため、そのあたりで強調表示されることで誤認を与えるのではないかとのことでした。これについては今後評価することとして、まずは普及啓発をし、それをフォローしていくことで恐らく進んでいくと思います。

それから2点目については、前回議論を行い、食塩相当量は厚生労働省の栄養政策の下で少し強調すべきという意見が多く出されたことから、このような結果になっています。また今後、アンケートについては消費者庁の方で検討されると思いますが、いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 前回の議論において、今の点は議論が行われた部分です。アンケートでそうしたものが行えるかは即座に判断できませんので、一度確認をしたいと思います。また、運用上どうするかという点も含め考えていく所存です。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、阿部構成員、お願いします。

(阿部構成員) 森田構成員から挙げられた消費者の誤認については、様々なことが想定されます。その想定されることも踏まえ、今回の包装前面表示に関する検討会の前に開催された「分かりやすい栄養成分表示の検討会」の中の最終的な取りまとめから、今回はこの5項目になっています。また、現行の栄養成分表示と包装前面に出す表示の意味の違いとして、栄養成分表示は食品の栄養素に対しての含有量を示していますが、包装前面表示に関しては、裏面に栄養成分表示があるとしても、それだけでは消費者が自分の健康にその表示をどう生かせばよいか分からないので、わかりやすい情報を包装前面に表示する。要するに、日本の栄養課題を踏まえた上で、どのように消費者に包装前面表示を利用していただくべきかということに関する議論になっているのだと理解しています。この5項目以外に、例えば飽和脂肪酸や糖質など、様々な栄養素があると思いますが、食事摂取基準では、飽和脂肪酸に関しては、総エネルギーの中で脂質の占める割合の何パーセント以下が望ましいとなっています。これだけの飽和脂肪酸が入っていると表示しても、消費者にとって自分がどれだけ脂質を摂っているのかを理解してから飽和脂肪酸を考えていく必要もあります。そこまで消費者の方に専門的な知識があるか否かと言えば、多分ない方が非常に多いと思います。しかし、今後この包装前面表示を活用した上で消費者教育をしっかりと栄養の観点から行っていくということであれば、栄養成分表示のいわゆる含有量を示す表示と包装前面に表示するものは位置付けや意味が違ふということで、まずは進めるのがよいと思います。ただ、おっしゃるとおり、消費者の方にとって様々な懸念がある点は踏まえ、そうした意見をしっかりと吸い上げながら次の段階をどうしていくかは検討していく必要があると思います。

それから、印字ミスというのも確かに領けますが、隙間があるのかということから消費者教育が始まると思えば、現行の案で行っていただき、その後いろいろな意見があれば、ガイドラインの中で変更することも一つです。また、この様式で、これにしなければいけ

ないというものではないため、企業がどのように工夫をされていくかも踏まえ、スタートを切っていただければよいと思います。よろしくお願いします。

(石見座長) ありがとうございました。それでは、坂口構成員、お願いします。

(坂口構成員) 今の議論の続きとして、私も1点コメントをします。食塩相当量とほかの四つで隙間を空けることに関して、印字ミス等の誤認も含め、次年度のアンケート調査において、もし一般の国民の方々が隙間を空けるよりも例えば太字で囲んだ方が分かりやすい、白黒反転させた方がよいといった意見が圧倒的に多いのであれば、そのように変更することも含めて検討していただくことはむしろよいと思います。いずれにしても、日本の健康・栄養政策と関連づけるためには、エネルギー産生栄養素と食塩相当量は何かしら区別することは必須だと思います。そこをいかに国民の皆様に分かりやすく活用していただけるかという意味では、アンケートでこの様式自体をどのようにするのかという議論がもう一度あってもよいと思います。以上です。

(石見座長) ありがとうございました。それでは、森田構成員、お願いします。

(森田構成員) 坂口構成員、どうもありがとうございます。デザインですから、消費者にどのように伝わるかというのは、予定されているアンケートで行っていただければと思います。また、食塩相当量を留意することは日本のFOPNLの中では最も特徴的なものだと思います。例えば今、アメリカで義務化が検討されているものは、添加された糖や飽和脂肪酸は駄目だというように絞り込んで留意をされているわけです。それは、アメリカの食生活においてはそうでなければいけないと言われている点を踏まえると、日本の場合は食塩だと伝えるのは大事です。

それから、阿部構成員が御指摘されたとおり、昨年1年間かけてこの五つの項目をしつかりと消費者に伝えることとし、それをパーセントで示すことによって、まずはこれを絶対に普及させたいという背景があります。本来、食品表示基準に位置付けるのであれば、例えば推奨表示のようなものよりも、任意表示項目も食品表示基準の中にはあります。ですから、任意表示の中で様式をつくる方法もあると思いますが、そこをあえて導入のしやすさから今回はガイドラインとなっています。今までやっていないけれども、これからやりたいというところはこれで進めたいといった推奨だと捉えています。それが伝わるように、今やっているものを妨げず、新たに進めるのであればこれが検討を重ねた中で推奨できると強く出しつつ、他に強調したものが様々出てきても、今回勧めるものが増えていくといった形になればよいと思います。

(石見座長) ありがとうございました。それでは、意見が大分出尽くしたと思いますので、よろしいでしょうか。

(一同) 意見なし。

(石見座長) 今の時点では、食品表示基準に位置付けるか、あるいはガイドラインでいくかという議論になっています。日本版包装前面栄養表示のガイドラインの位置付けについて食品表示基準に位置付けず、独立したガイドラインとすることは皆様の意見が一致

していると思いますので、このように進めていきます。活発な御議論をありがとうございました。

（２）これまでの議論を踏まえた日本版包装前面栄養表示ガイドラインの記載方針（案）

（石見座長） 次の議事、（２）「これまでの議論を踏まえた日本版包装前面栄養表示ガイドラインの記載方針（案）」に移ります。【資料３】は、記載項目が０から５となっており、それぞれの項目ごとに議論を行います。なお、４は記載内容が多いため、４の全体を説明した後に４－１、４－２という形で個々に議論を進めていきます。

それでは、消費者庁から資料の説明をお願いします。

（消費者庁：斎藤課長補佐） それでは、【資料３】を御覧ください。

【資料３】これまでの議論を踏まえた日本版包装前面栄養表示ガイドラインの記載方針（案）

◆ ０．日本版包装前面栄養表示検討の背景

背景ですが、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 3 条において、その基本理念が記載されています。4 行目から 12 行目までに関しては、背景として栄養成分表示が義務化されている状況を記載しています。

15 列目から説明します。しかしながら、消費者庁が実施した「令和 4 年度食品表示に関する消費者意向調査」では、食品に栄養成分表示がされていることを知っている者の割合は 7 割程度にとどまっている状況です。また、知っていると回答していただいた人の中で、ふだんの食生活で栄養成分表示を参考にしていない者の割合は 4 割程度となっており、消費者が栄養成分表示を一層利活用しやすくするような取組が求められている現状となります。現在の栄養成分表示については、例えば食塩相当量の少ない食品を比較することなどについては役立っているものの、消費者に適切な食品の選択を促す食環境づくりの観点から、適正体重の維持や食塩摂取量の減少等の取組を一層促すため、消費者自身が 1 日に必要な栄養成分等の量の目安を把握した上で、栄養成分表示をより利活用することができる取組が必要と考えられます。

そうした中、2023 年に、健康日本 21（第三次）が公表され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されているところです。これを起点として、栄養成分表示等を通して消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しするタイミングが来ています。また、諸外国の状況ですが、望ましい食生活の形成に対する関心から、諸外国では栄養成分表示に加えて包装前面に栄養に関する情報を出す FOPNL が活発化している状況です。このようなことを背景として、先ほどの資料で紹介したように、WHO 及びコーデックス委員会では、それぞれガイドラインを公表しています。これらのガイドラインの共通項としては、健康・栄養政策に沿ったものであるべき又は各国で政府が推奨する FOPNL は一つのみであるべきといった規定があります。以上となります。

（石見座長） 御説明ありがとうございました。

○討 議 2

≪論点 1≫日本版包装前面栄養表示検討の背景に関して

(石見座長) ただいまの説明に対し、御意見、御質問はありますか。坂口構成員、お願いします。

(坂口構成員) 御説明ありがとうございました。背景が長いものの、国際的な動向及び日本の健康・栄養政策が今どのようなになっているかは必ず記載すべきであり、重要だと思います。

(石見座長) ありがとうございました。順番としては日本の栄養政策、そして国際的な取組という形でよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(石見座長) そのほかいかがでしょうか。背景については、よろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(石見座長) それでは、0. 日本版包装前面栄養表示検討の背景は記載のとおりとします。ありがとうございました。

それでは、次の事項の説明を消費者庁からお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 次は目的になります。

◆ 1. 日本版包装前面栄養表示の目的

【資料 3】の 38 行目から 44 行目になります。消費者庁では、消費者の健康の維持・増進に資するとともに、更なる栄養成分表示の利活用に係る取組として、食品の容器包装の前面等で消費者が見つけやすい箇所に、消費者自身が 1 日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるよう我が国における包装前面栄養表示のガイドラインを策定するとしています。当該ガイドラインでは、食品関連事業者等が一般用加工食品に包装前面栄養表示を導入するための一般的な取扱いについて示すと提案させていただきました。

(石見座長) 御説明ありがとうございました。

≪論点 2≫日本版包装前面栄養表示の目的に関して

(石見座長) ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ありますか。竹林構成員、お願いします。

(竹林構成員) 先ほど【資料 2】の最後のページで、日本版包装前面栄養表示の位置付けについて説明があったかと思います。この内容を食品関連事業者の皆様に誤解なく伝えるために、ガイドラインのこの部分に追記するのが適切だと考えます。特に 1 ポツ、2 ポツ、4 ポツ目の内容については、表示の目的の部分でうまく文章化できないかと思いました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。今の点について、消費者庁から意見があればお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) コメントをありがとうございます。まず、この検討会自

身が公開で行われています。また、この資料についても公開されるものとなります。更に議事録についてもこの検討会後に公表されるため、本検討会の背景については資料として公表される前提となります。ガイドラインの背景の部分が長いといった御意見もあるとは思いますが、この文書を読んでいただいたときに内容が分かるよう十分整理できていることから、資料2の10ページの内容を細かく書く必要まではないと考えますが、いかがでしょうか。

(石見座長) ありがとうございます。位置付けについて入れるといった意見に対し、消費者庁からは細かく書く必要はないといった考えが示されました。竹林構成員、いかがでしょうか。

(竹林構成員) 確かに検討会の資料は公開されますが、事業者の皆様の中には、ガイドラインしか見ない方も多数おられると思います。簡単に構いませんので、特に1ポツ目の「現在独自で実施されているFOPNLを妨げるものではない」といった点は、ガイドラインに記載してもよいのではないかと考えます。

(石見座長) ありがとうございます。このガイドラインを最後まで読み込む中で、全体で意図が通じることもあると思います。まずは全体通して読み込んで議論を行い、もう一度戻るといった形でもよろしいでしょうか。

(竹林構成員) 承知しました。

(石見座長) ありがとうございます。

それでは、次の事項の説明を消費者庁からお願いします。

◆ 2. 日本版包装前面栄養表示の定義

(消費者庁：斎藤課長補佐) 【資料3】の46行目から57行目が該当します。日本版包装前面栄養表示は食品の容器包装の前面等の消費者が見つけやすい箇所に、現在検討中ですが、消費者庁が指定する様式を用いて表示する取組であるとしています。当該様式を参考に、当該食品の熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したものの量）に加え、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示するものです。なお、日本版包装前面表示の対象となる栄養成分については、我が国の健康・栄養政策である健康日本21（第三次）における栄養・食生活の目標に関連するものとしています。熱量及びエネルギー産生栄養素であるたんぱく質、脂質及び炭水化物の量については、消費者の適正な体重の維持に資する情報であり、肥満、女性の痩せ、低栄養傾向の高齢者の減少に貢献し得る可能性があります。また、食塩相当量については、食塩摂取量の減少に資する情報であると記載しています。

《論点3》日本版包装前面栄養表示の定義に関して

(石見座長) 御説明ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対し、御意見、御質問等がありますか。

(一同) 意見なし。

(石見座長) それでは、2. 日本版包装前面栄養表示の定義については記載のとおり

といたします。

次の事項の説明を消費者庁からお願いします。

◆ 3. ガイドラインの範囲

(消費者庁：斎藤課長補佐) 【資料3】の59行目から68行目が該当します。日本版包装前面栄養表示を適用する範囲については、容器包装に入れられた一般用加工食品であって、当該食品の食品単位として1食分の量が適切に設定できるものを想定しています。日本版包装前面栄養表示は18歳以上の成人の日本人の食事摂取基準を基にした栄養素等表示基準値を用いることから、こども向けの食品について最初の検討会で議論を行いましたが、対象外とするとしています。また、コーデックス委員会の包装前面表示ガイドラインにおいても対象外の食品として位置づけられている健康増進法における特別用途食品のうち、病者用食品及び乳児用調製乳並びに酒税法における酒類については、日本版包装前面栄養表示においても対象外とするという記載にしています。

《論点4》ガイドラインの範囲に関して

(石見座長) 御説明ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御意見、御質問等がありますか。中村構成員、お願いします。

(中村構成員) 61行目、62行目の1食分の量が適切に設定できるものを想定しているといった表記について、事業者サイドで検討する中で、どうしても1食分という規定が非常に事業者側で難しいものも多くあるといった状況です。そのような中で、この表記があることの解釈として、1食分の量が適切に設定できない場合にはどうなのかといった部分の理解はどのようにすべきでしょうか。念のため、確認をお願いします。

(石見座長) 御意見ありがとうございます。消費者庁の方からよろしくをお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 日本版包装前面栄養表示に関してこれまで検討を行い、1食分が適切に設定でき、かつ消費者にとって必要となる量に占める割合の目安を表示する取組として検討が進められているところです。ポイントとしては1食分であるということと、パーセントを表示するといった点であり、こちらのガイドラインの記載方針にも記述したとおり、適切に設定できるものを想定していると書いています。基本的には事業者側で、1食分を定義していただいて、それを前面に書いていただくものになります。1食分が定義できないといった場合にはできないとは言い切りませんが、ガイドラインの想定からは外れているものと考えます。

(石見座長) 中村構成員、いかがでしょうか。

(中村構成員) なかなか回答の難しい部分だと思いますし、非常に事業者サイドからすれば、そうであるから表記しないというわけではありませんが、何を1食分とするかに応じて、例えば1食分を少なくすれば少なくするほど食塩相当量が減っていくといったように少しネガティブに捉えると、そういう事業者も中にはいると思います。冒頭の議論とも似通っていますが、非常に解釈の難しい部分で変に利用されてしまう等の懸念から確認をした次第です。ありがとうございました。

(石見座長) ありがとうございます。中村構成員、3 ページの 4－3 にある商品単位を見ていただくと、例えば 1 本や 1 袋など、必ずしも全員が 1 本を食べるわけではないにしても分かりやすい単位ということで書いてあります。また後ほど説明はあると思いますが、この表現についてはいかがでしょうか。

(中村構成員) そちらで確認しようかとも思ったのですが、こういう表現の仕方になってしまうのだと思いますし、まさに 1 本や 1 袋の表現で言っている部分もあります。逆に、補足で表記してよいのであれば何とかするのではないかと考えています。性善説で捉えざるを得ない部分を進めるにおいては、そういうところがあると考えます。

(石見座長) ありがとうございます。それでは進めたいと思いますが、そのほか何かありますか。森田構成員、お願いします。

(森田構成員) 今の指摘は重要な部分です。1 食分を 1 回の食事分だと捉えてしまい、例えばお弁当、それからカレーといったものを想像される方が多いようです。実際に海外のものを見ると、例えばポテトチップ 1 袋など食事ではなく、シリアルは 1 食分ですが、お菓子といった嗜好食品も結構 FOPNL があります。また、飲料も 1 食分とあると思います。1 食分、1 単位分というのは、多分海外であれば 1 サービングになると思いますが、サービングが 1 食分の意味であれば、1 食事分と誤解される方がいらっしゃるかもしれません。1 食分の量を適切に設定できるものを想定していると書くと、おやつや飲み物は想定されていないように思われることを懸念します。1 食分又は 1 単位分といった記載であると、いろいろなものに増えていくのではないのでしょうか。後の何本、何袋というものも 1 サービングのことだと思います。

それから以前、調味料メーカーの方から、みそ汁 1 回分のものを書いてみたいのだけでも駄目だろうかと言われた際に、駄目ということはないと思うと答えたことがありました。お菓子もそうですが、本当におやつ 1 回分といったものも、結構海外では 1 単位としてあります。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。消費者庁からいかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 1 食分を書く自体は差し支えないと思っています。ここは、あくまでもガイドラインの記載方針ですから、このままの表現とした上で、ガイドラインの具体を書く際に、1 食分の意味するところを読み手が分かるように文章を増やすなど、必要に応じて森田構成員からアドバイスをいただいていたような食品単位に関して記載するのもよいと思います。

(石見座長) それでは、阿部構成員、お願いします。

(阿部構成員) 確かに、森田構成員のおっしゃる懸念はあると思います。ただ、それは個人個人の捉え方でもあります。1 食分と言った際に、1 回の食事全体を指すのか、それとも、それぞれの食品ごとに 1 食の中でこれが適当な量であるといったような捉え方の違いだと思います。例えばカレーライスであれば 1 回の食事分の量になるけれども、それ以外のものに関しては、その食事の中でこれだけ摂るのが適切であるといった量となりま

す。要するに、食品の種類によって1食という捉え方が違うため、おっしゃるとおり1単位当たりというのがありますが、1単位がどの程度食べると望ましいのかということになると、1回食べるときにはこの程度の量が適当といった説明が必要になります。ですので、単位という言葉を使ってしまうと、何単位が1回に食べる量として望ましいのかという話になります。後から出てきますが、1食当たりと1回の食事、1回摂取するに当たって望ましい量だということについての基本的な情報を詳細に書いていただけると、この1食当たり又は1回分という考え方がクリアできると思います。御検討ください。

(石見座長) ありがとうございます。森田構成員、よろしいでしょうか。

(森田構成員) 承知しました。

(石見座長) ありがとうございました。それでは、1食分については4－3でももう少し分かりやすく書き込むことにいたします。

それから、私からも1点申し上げます。64行目のこども向け食品ですが、こういう定義があるのか。また、平仮名でこどもとなっていますが、漢字で子どもといった場合もあると認識しています。このあたりについて、消費者庁から説明いただけますか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) まず、こども向け食品は、以前に議論をいただいたところであり、それ自体の定義がないため、こども向け食品という言葉をもそのままここに書いています。この定義は曖昧ですが、18歳以上の成人を対象とする栄養素等表示基準値を用いる観点から、その年齢区分に入らないこども向けに作られた製品にそのまま割合を表示していくということは、今回の日本版包装前面栄養表示の対象外とするといった書き方をしています。また、こどもの表記に関しては確認をします。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、阿部構成員、お願いします。

(阿部構成員) こども向け食品を範囲外とするというのは、もう少し検討した方がよいと思います。恐らく森田構成員が以前に意見を出されていましたが、こどもの場合はこどもの基準値でやればよいとの話に対し、こどもといっても範囲が広く難しいため、まずは18歳の基準とするが、こどもの食品であってもそれは18歳の基準だということで、もし包装前面表示をしたいのであれば、これは18歳の基準ですが、こどもが食べる場合には、消費者がどのように判断するのかといった議論になり、明確な結論は出ていなかったと思います。このようなことから、ここで範囲外にすると書いてしまうと、こども向けの食品を多く販売している企業は、表示しにくくなると思います。こども向けの食品にパーセントが書いてあると、それがこどもにとって1日のパーセントとして誤認を招く危険性もあることから範囲外にするのか、あるいは注釈に「これは18歳の基準のものだ」と入れるなど、ガイドラインの詳細を書くときには少し検討された方がよいと思います。また、こどもの表記における平仮名と漢字に関しては、こども家庭庁は全て平仮名ですが、文科省は漢字を使われていますから、どちらを使用するかは消費者庁で決めればよいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。範囲外とするのは少し強い印象でしょうか。18

歳以上の基準値を使っているのですとおりでありますが、このあたりはいかがでしょうか。特にこのままでよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(石見座長) それでは、こどもを平仮名もしくは漢字にする点は検討をお願いすることとし、この文章については記載のとおりとします。1食分については更にガイドライン4において詳細に説明することとします。活発な御議論をありがとうございました。

それでは、次の事項について消費者庁から説明をお願いします。

◆ 4. 日本版包装前面栄養表示の基本的な表示方法

(消費者庁：斎藤課長補佐) 【資料3】の72行目から110行目までが4の項目になります。

4-1. 日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量

この栄養成分等の量については、原則として販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示し、栄養成分表示と一致させることが望ましいと書いています。ただし、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品については、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量を調理後の状態における栄養成分等の量とすることもできるとしています。

4-2. 日本版包装前面栄養表示における栄養素等表示基準値に占める当該量の割合

次に、栄養素等表示基準値については、日本人の食事摂取基準(2025年版)の18歳以上の成人の推奨量等の性・年齢別の値を人口に基づき加重平均した値と書いています。

なお、補足ですが、現状は2015年版の食事摂取基準の栄養素表示基準値になっています。現在、消費者庁において栄養素等表示基準値の改正に向けた作業をしており、改正される前提で書いています。また、1日当たりの栄養素等摂取量の目安であるとして書いていますが、この基準値については食品表示基準別表第10に規定されています。栄養素等表示基準値に占める当該量の割合については、栄養成分等の量を栄養素表示基準値で除した値を四捨五入して整数で表示するとしています。

4-3. 日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位

次に、この食品単位の設定にあつては当該食品の1食分とし、当該1食分の量、例えば本や袋などの個数であるとかグラムなどの重量等を併せて表示するとしています。この食品単位については、栄養成分表示と一致させることが望ましく、食品単位については原則として日本版包装前面栄養表示の様式の左上に表示することが望ましいが、難しい場合については同様式の近接した場所に表示するとしています。

4-4. 日本版包装前面栄養表示に用いる文字

次に、こちらはまだ議論ができていませんが、来年度に実施予定である様式案についての消費者アンケート調査の結果を踏まえ、記載をするか否かを検討することとしています。

4-5. 日本版包装前面栄養表示に用いる色

次に、この様式に用いる文字及び枠の色については、背景色と対照的な色であり、かつ

単色とするとしています。

4－6．日本版包装前面栄養表示の表示位置

最後に表示位置です。日本版包装前面栄養表示の表示位置は、原則として、食品の容器包装の前面であり、主要面（通常、食品名が記載されている面）を想定しています。しかしながら、容器包装の前面が明らかでないものやスーパーマーケット等の食品を陳列した状態において容器包装の前面が見えにくくなることが事前に想定されるものにあつては、消費者が食品を選択する際に、容器包装の見つけやすい箇所に表示すると記載しています。以上です。

《論点5》日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量に関して

（石見座長） 御説明ありがとうございました。それでは、一つずつ議論を行います。まず4－1について御意見、御質問等ありますか。

（一同） 意見なし。

（石見座長） それでは、4－1は記載のとおりとします。

《論点6》日本版包装前面栄養表示における栄養素等表示基準値に占める当該量の割合に関して

（石見座長） 次に、4－2についてはいかがでしょうか。

（一同） 意見なし。

（石見座長） それでは、4－2も記載のとおりとします。

《論点7》日本版包装前面栄養表示用いる食品単位に関して

（石見座長） それでは、4－3についてはいかがでしょうか。中村構成員、先ほど意見をいただきましたが、よろしいでしょうか。

（中村構成員） 先ほど御意見をいただきましたので、大丈夫です。ありがとうございます。

（石見座長） こちらの表現に賛成との理解でよろしいですか。

（中村構成員） そのようになります。

（石見座長） ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。先ほど議論があつたように、1食分をもう少し実態に沿った表現にするとの意見もありました。全体を見ると不自然ではないといった印象を私は受けますが、必ずしも食する人が1食分の量を摂取するわけではないということもあります。また、ガイドラインであり、これを参考に実際各事業者の方で実施するものとして受け止められると思いますが、どうでしょうか。阿部構成員、お願いします。

（阿部構成員） 内容は十分よいと思いますが、企業によって少し気になるのは、食品単位については栄養成分表示と一致させることが望ましいと書いてある点です。望ましいとなるため、必ずしもそうしなければいけないというものではありませんが、現在、栄養成分表示は、100グラムなどのグラム単位、いわゆる栄養成分表から計算しやすい値で書いてあるものが非常に多いです。大手企業は1個当たりや1袋当たりと書かれていますが、

中小企業は 100 グラム当たりで書かれているものが多いと思います。例えば非常に軽い食品であっても、裏を見ると食塩相当量が 10 グラムなどすごい量を書いてあって驚かされます。現在は、軽いものと重いものによって栄養成分表示の単位が本当に多様になっているため、原則は原則として、それを 1 食当りに持ってくる際に、望ましいと書いてあっても、これにより包装前面表示を遠慮しようと思う企業が出ないように、必ずしも絶対ではないという旨は何らかの形で説明する必要があると思いました。

ただ一方、違法の話なども最初の頃に出ましたが、包装前面表示の内容自体が虚偽であった場合は、裏の義務化されている表示がしっかりと正しく基準に沿って行われていることが前提で包装前面表示がされているわけですから、裏の表示が正しくない場合は、栄養成分表示が食品表示基準に抵触します。そうすると、それと同じ栄養成分により行っている包装前面表示も正しい表示ではない、ということを前提とするのが非常に大事です。栄養成分の含有量に関しては必ず整合させることで原則として、単位については望ましいといった点で、そこが違うことの説明はしっかりとされた方がよいと思います。

(石見座長) そのあたりは、普及啓発で十分に説明していただくということでよろしいでしょうか。消費者庁の方から意見があれば、お願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。表現についてはこのままとし、ガイドラインに書く際に少し説明を補足するなど、座長が言われたように、普及啓発をする際においても、しっかり説明していくということで理解しました。

(石見座長) ありがとうございます。Q&A については作る予定がありますか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ガイドラインの内容を議論いただいているところですから、全体のバランスを取って Q&A を作った方が説明しやすいのか否かは考えるものと思います。

(石見座長) ありがとうございます。まずは普及啓発をしていくということで、今後ガイドラインが固まった後に Q&A を作るような予定があれば、ここの部分はしっかり説明していくことになります。それでは、森田構成員、お願いします。

(森田構成員) 阿部構成員のおっしゃるとおり、栄養成分表示と一致させるところが望ましいという点について申し上げます。これは 4-1 にも可食部分の栄養成分等の量を表示し、栄養成分表示と一致させることが望ましいとありますが、そもそも栄養成分表示は、例えば 100 グラム単位で、そこは義務表示であることから、グラムにしなければ個数にすることによって誤差が生じ、許容範囲に入らないこともあるため、100 グラムしか書けない場合があります。それでも前に持ってくることによって、分かりやすさからして 1 食分や単位で出した方がよいといった議論が前提だったと思います。そうした下で、このような表現になると裏面と一緒にでなければ駄目なのかといった考えにつながります。それが望ましいものの、裏面も単位にしてしまうと、例えば 1 食当たりなどにすれば誤差の許容範囲に入らないため、裏面は 100 グラムで表面は 1 食分というものもあり得るといった理解で合っていますか。

(石見座長) そのようになります。

(森田構成員) そうしたところで、食品単位については栄養成分表示と一致することが望ましい、「可食部分の栄養成分等の量と表示して栄養成分表示と一致させることが望ましい」と書くと、「望ましい」であるから別に一致させなくてもよい、前に持ってくるときはもっと分かりやすく、グラムではなく 1 食分にするとといった旨が読み取りづらく感じます。阿部構成員もそのような意図だったと思います。

ですから、この望ましいといった書き方は必要でしょうか。併せて表示する、単位について栄養成分表示等は望ましいものの、分かりやすさにおいては異なってもよいわけです。裏はグラムとし、義務表示であり誤差があるから書けないものの、表に持ってくるときには分かりやすさで 1 食分とするといった理解ですが、それが読み取れません。これだと躊躇し、FOPNL にチャレンジするところが減ってしまうのではないかと懸念します。私たちは今までずっと議論を重ねてきているのでそれが分かりますが、これだけが独り歩きするように考えます。

(石見座長) ありがとうございます。消費者庁、いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 資料自体を修正すべきか否かというポイントが理解不足であり、少し考えを述べた後にまた御意見をいただきたく思います。我々としては、森田構成員が言われたとおり、完全一致させるというわけではなく、一致させることは本来的には望ましいあるべき姿ですが、実行可能性の観点から、必ずしも一致できないものが出てくる点でこういった書き方をしています。ただ、その意味するところが分からないため、この資料から変えたらよいのか、ガイドラインの書き方としてももう少し工夫をすべきなのか。そうしたところのポイントはいかがでしょうか。

(森田構成員) 工夫をした方がよいと思います。元となる前年の場合、栄養成分表示そのものも 100 グラムとあるため、それは消費者にとって一々測らないと分からないといったことから、そもそも栄養成分表示も分かりやすくしていこうといった議論がありました。その上で、FOPNL に関しては特に食品単位で分かりやすくとの議論で今まで進んできていると思います。この書き方では、栄養成分表示がもともとあるものに対し、その食品単位をそちらに合わせるようにと見えてしまいます。そうした誤解を生まないようにすべきです。当然ながら栄養成分表示も食品単位に関しては十分に配慮し、読みやすくしていただきたいですが、事業者にとってそこは誤差の範囲もあると思います。そうした点で、裏はグラムであるものの、前に単位を持ってくることも望ましい。中身さえ正確であれば、それもよいことです。今すぐに最適な表現は思い当たりませんが、このままだと裏と一致させなければいけないとなり、1 食分でないから FOPNL は無理かもしれないと躊躇されるのではないかと思います。

(石見座長) 御意見ありがとうございます。阿部構成員、お願いします。

(阿部構成員) 意図するところは森田構成員と一緒にですが、望ましいといった記載の後にあまり細かく書いてしまうと、それが企業にとって逃げ道のようなになることも考えら

れます。これがよいかどうかは別ですが、「望ましいが、食品特性に応じてその限りではない」程度の形で書いていただくとよいと思いました。例えば100グラムが1食当たりになるものも結構ありますし、もしかしたら100グラムではなく1本当たりで何ミリリットルと書いてある栄養成分表示もあります。結構100グラムではなくとも、重量がはっきりしていれば、企業がペットボトル1本ならば何ミリリットル当たりのといった重量を書かれています。その重量がそのまま1食当たりに行く場合もあるものの、1本だと飲み過ぎてしまう場合にはその半分が1食当たりだとなっていきます。やはり食品の特性に応じてその限りではないといった表現で一旦書いておき、詳細については様々な食品があるため、今後事例が出てきた段階と、今回想定される部分についてはガイドラインで少し例示する形がよいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。消費者庁、いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。94行目、困難な場合にはといった書き方を76行目に追加するような意図として理解しました。その点は修正したいと思います。

(石見座長) 森田構成員、よろしいですか。

(森田構成員) 大丈夫です。

(石見座長) 4-1と4-3で2回出てくるので少し気になるといった指摘もありましたが、4-3の方ではその説明が更に下にあります。それを少し4-1の方に入れることで誤解のないようにする。また、これがハードルとなって事業者の方が表示しにくくなるようなことがないように十分に御配慮いただければと思います。ありがとうございます。それでは、4-3についてはよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

《論点8》日本版包装前面栄養表示に用いる文字に関して

(石見座長) それでは、4-4に移ります。先ほど、この表示についてどうするかということで森田構成員から意見をいただきましたが、アンケートをいただいてから運用面を考慮し、ここにそのマークを入れる方向性として考えてよろしいでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) まだ検討材料がそろっていないと承知していますが、どれぐらいのフォントサイズにするか、そもそも規定が必要か否か議論する必要があると考えます。消費者アンケート調査の中で、そのような検討材料を盛り込んだ上で、その結果を見ていただき、フォントサイズについて具体的な規定を書くか否かも含めて示した上で議論をいただくイメージを持っています。

(石見座長) ありがとうございます。文字という部分は少し気になります。マークなどそれをイメージできる文言にした方がよいと思いました。いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 基本的には、食品表示基準と同じような書き方にしたい意図があります。また、実際に様式の大きさを定義する場合、何センチから何センチといったものになると思いますが、実際に見に行くのは文字のフォントサイズになると考えます。

ここで定義するか否かは別として、書くとしたらフォントサイズが何ポイントであるかといったものを規定する部分かと思います。

(石見座長) ありがとうございます。そうすると、フォントサイズに関する項目であり、様式としてマークに対する項目はないのですか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) そもそも規定するかどうかもありますが、規定するのであればフォントサイズで、例えば8ポイント以上や5.5ポイント以上のような内容を書くような想定です。様式については、書かれている文字が読めれば確認することができると思います。縦横の大きさまでをしっかり規定すると食品関連事業者が実際に導入しようと思ったときに、例えば、横幅として3センチ必要だといった時点で導入が厳しいになってしまう可能性もあります。そのため、基本的にはフォントサイズだけ規定すればよいと考えています。

(石見座長) 今の点についていかがでしょうか。阿部構成員、お願いします。

(阿部構成員) 恐らく既に表示をされている企業が多くいることから、様式についての定めではなく、消費者により分かりやすく読んでもらうために、もし文字の大きさを決めるとなると、今実際に表示されている企業についてもそれが適用されるという考え方でよろしいのですか。

実際に包装前面表示をされている企業は、デザインなどは現在やっている様式でもよいとし、様式案は必ずしもこれを使わなければいけないということではないといった前提になると思います。文字数に関しては、もしフォントサイズを決める場合、現行でやられている企業にもそれが適用されるのでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) このガイドラインの位置付けについては、先ほどの議論で独立したガイドラインで進めるとなっています。従前から取り組まれている事業者にも、例えばここで仮に8ポイントと決まった際に、8ポイントでやらなければならないといった形にはなりません。ただ、資料2の最後に書いたように、独立したガイドラインに位置付けて運用していくことの意味するところは、一定のルール及びその望ましい在り方を消費者庁側から皆様に示すこととなります。それを受けてどう考えていただくか。見直しのきっかけになるのであればそれはそれでいいと思いますが、必ずしも8ポイント以上だと決めたときに8ポイントでなければいけないといった位置付けにはなりません。

(石見座長) ありがとうございました。

(阿部構成員) 分かりました。では、様式案を使用する際の文字の大きさという考え方でよろしいですか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) おっしゃるとおりです。

(石見座長) いかがでしょうか。これだと様式が見えないのですが、意見があればお願いします。森田構成員、お願いします。

(森田構成員) 私も座長と同じ意見です。文字と書いてしまうと、文字のことだけなのかと思ってしまいます。様式の中にある文字だということが分かるような書き方にする

のであれば、下にも様式案についてと書かれているため、日本版包装前面栄養成分表示の様式に用いる文字ではないかと思いました。

(石見座長) いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。その部分については97行目の部分で、「日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字については」に修正することでいかがでしょうか。

(石見座長) 森田構成員、よろしいでしょうか。

(森田構成員) 4－4のタイトルそのものに様式に用いる文字とされた方がよいと思います。どこにも様式という言葉が出てきていません。また、まだ様式は案のはずです。様式もない中で文字のことだけを言われても、様式も含めてアンケートをするわけですから、タイトルそのものに様式という言葉がどこかに出てきた方がよいと考えます。

(石見座長) ありがとうございます。そのほか、いかがですか。坂口構成員、お願いします。

(坂口構成員) 私の理解が追いついていないのかもしれませんが、【資料3】のガイドラインの記載方針の中には、様式についてという項はないのですか。それとも、森田構成員が言われたように、今の段階ではまだ案だから入っていないだけで今後入ってくるのか。そのあたりは今どのように整理されているかを伺います。

(石見座長) 消費者庁、お願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 質問の意図としては、実際にガイドラインになった際にこの中に様式が書かれるか否かというものだと思いますが、それは書く予定です。それが書かれていないと、前段の当該ガイドラインで定めた様式がそもそも読めません。ただし、今検討を行っている状況であり、先ほど示した様式案の3案の中からいずれかをここに示すことになると思いますが、現時点でそれが決まっていないため書いておりません。しかしながら、最終的には、様式をガイドラインに示します。

(石見座長) 御回答ありがとうございます。それでは、一応ここは将来的には入るといことで、様式に用いる文字といった森田構成員の意見は私も入った方が分かりやすいと考えるため、入れていただければと思います。

ここで、竹林構成員からの御意見の部分に戻ります。目的のところで食品関連事業者に対して一定のルール及びその望ましい在り方を示す。ただ、あくまでも参考にして取り組むということで、このあたりを4－4に入れることに関してはいかがでしょうか。食品関連事業者の取組を妨げることなくといった部分について、もう少しこのガイドラインに入れた方がよいとのことでした。消費者庁の方から、もし意見があればお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) この部分については具体的な規定になるため、もし書くべきだということであれば、目的に戻っていただき、「当該ガイドラインでは」以降に日本版包装前面栄養表示の導入の意図として一定のルール及びその望ましい在り方を示すことにあると追記することが伝わりやすいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。竹林構成員、いかがでしょうか。

(竹林構成員) ありがとうございます。食品事業者の自主的な取組については、従来及び今後のいずれも、その位置付けが大きな議論となっています。やはりガイドラインとしても、その点をきちんと説明する必要があると考えます。冒頭の「目的」の部分で言及する案に賛成です。以上となります。

(石見座長) ありがとうございます。今の意見について意見があれば、お願いします。

(一同) 意見なし。

(石見座長) それでは、目的のところをもう少し明確にということで、現在行われている包装前面栄養表示については妨げることはない旨を目的に明記する方向性で進めていきます。ありがとうございました。

森田構成員、お願いします。

(森田構成員) 妨げることなくというものを目的に入れるのは考えるところです。せっかく日本がつくった一つの推奨の目的があるわけですから、一般的な取扱いをここでは示すとしっかり位置付け、当面の間は多分いろいろなものがあると思うものの、徐々にこれに収束していくように、日本の FOPNL はこれだとなっていたいただきたいとの思いを去年からずっと申し上げています。そのため、最初からここを妨げることないを書いてしまうと、よろしくないと思います。

(石見座長) 貴重な御意見をありがとうございます。坂口構成員、お願いします。

(坂口構成員) 私も森田構成員の御意見に賛成です。既にガイドラインとなっている時点で、妨げるものではないことは暗黙の了解になると思います。そこを、あえてまた言語化して説明する必要性はないと思います。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。河野構成員、お願いします。

(河野構成員) 事業者としては、その一文はどこかにある方が分かりやすいと思います。例えば前のスライドにあった様式が今後このガイドラインのどこかに出てくるのであれば、そのあたりに何かそうしたニュアンスを組み込んでいただくことはできませんか。

(石見座長) 先ほど、私もその様式のところに一文を入れたらと思ったのですが、目的の方に入れるとよいとの意見が上げられ、それに対し、ガイドラインであることがそれを意図していることは当然であるため書く必要はないといった議論になっています。

(河野構成員) 一番上の目的は、確かにそのとおりと思う一方、様式案のどこかに加味していただくという提案になります。

(石見座長) ありがとうございます。目的に関しては、ガイドラインであるため、最初から否定するようなことは書かずに今の内容で進めることとし、ただ、実際に食品関連事業者が取り組んでいるものを妨げるものではないといったニュアンスが分かるように、例えば 4-4 の部分に様式を示した上で、一定のルール及び望ましい在り方を示す。望ましいものである点を少し強調して入れ込むことにし、絶対これに従わなければいけないと

いったイメージは持たれないようにといった文章を入れることでいかがでしょうか。阿部構成員、お願いします。

(阿部構成員) 坂口構成員と同様に、今やっている方はもちろん許容するものの、今後本当に日本の制度として広めていくのであれば、森田構成員も言われましたが、目的ではなく、ガイドライン4の中で整理ができればと思ったときに、必ず今やっている企業にも包装前面表示というものは、こういう一定のルールがあるといった4-1、4-2、4-3、4-6に関しては共通のルールになっていきます。4-4と4-5については様式に関してのガイドラインになります。これが間に挟まっているから分かりにくくなっていますが、先ほど座長が言われたように、まずは標準的な一般ルールを書いた上で、今回の様式例を使用する場合にはこういうことが必要だという形で、あくまでもこの様式を使用する場合として書いていただくと分かりやすいです。この書き方の順番と、もしかしたら途中に一度、4で5にするのか、4の1、2、3で分ける番号の振り方を変えるのか分かりませんが、様式を使う部分は別だとして、包装前面表示の全体的なルールと様式例を使う際のルールは違う旨が分かるよう記載していけば、今のままでもよいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。森田構成員、よろしいですか。

(森田構成員) 大丈夫です。

(石見座長) 消費者庁は、いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。【資料3】の2. 日本版包装前面栄養表示の定義、47 行目からですが、「食品の容器包装の前面等の消費者が見つけやすい箇所に、消費者庁が指定する様式を用いて表示する取組である」と定義しています。その時点で、この様式を用いることが前提となったガイドラインになります。既に取り組んでいるものについて議論をいただいたところですが、妨げる、妨げないといった部分については既に手当ができているものと考えます。一定のルール及びその望ましい在り方といった話は必要であり、目的に書く必要があると思います。議論をいただいたところですが、後段の部分については特段記載する必要はないと思います。

(石見座長) ありがとうございます。今の意見について、いかがでしょうか。そもそも使うことを想定したガイドラインであるため、更にそこを蒸し返して書く必要はないというのはおっしゃるとりです。阿部構成員、お願いします。

(阿部構成員) そうであれば、このガイドラインを発出する際に、これはその様式を用いたガイドラインであることがしっかりと分かるように発出していただき、なおかつ、このガイドラインに基づかなくとも、前面表示されているところに関しては任意で表示することは可能といった分かりやすいアナウンスをしていただいただくことが大事だと思います。また、やはり4の書き方は、表示に関するものだけは番号を変える、又は少しまとめていただき、間に挟まらない方が分かりやすいと思います。その点については御検討ください。

(石見座長) ここは書かないと分からないため、順番を変えるということで消費者庁、

いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 検討したいと思います。

(石見座長) それでは、誤解が生じないように順番を検討することとします。戸部構成員、お願いします。

(戸部構成員) ありがとうございます。少し戻ってしまうかもしれませんが、既存の表示があるという中で、事業者の活動を妨げることなくといった話について、これまでの議論を知っているので、妨げるという状況がどうなのかを理解できるものの、これを今後読む人たちが、具体的にどういう状況になると妨げられるのかといったイメージを持ちにくいと思います。そのため、例えば事業者が前面表示を取り入れようとした場合に、製品の包装の大きさや形状によりガイドラインどおりでは難しいので、可能な範囲での対応となっているなどの旨が伝わればよいと思いました。妨げる状況といったものを少し客観的に表現できるとよいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。多くの意見をいただきました。今の戸部構成員の意見については、先ほど阿部構成員から話があったように、このガイドラインを普及啓発するときに、まず前提としてそういうことがある旨をよく説明いただく範囲内になると思います。そのような対応で進めるとし、時間も押していることから次に進みたいと思います。

《論点 9》日本版包装前面栄養表示に用いる色に関して

(石見座長) 続いて、4-5については以前議論を行ったとおりですので、よろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

《論点 10》日本版包装前面栄養表示の表示位置に関して

(石見座長) それでは、4-6について御意見、御質問等ありますか。

(一同) 意見なし。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、4の項目については少し様式に関するところを既に表示されている食品関連事業者の方たちに負担をかけないことも鑑みまして、4-1から4-6の順番を少し考え、より運用しやすいガイドラインにしていくことでよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、次の事項について消費者庁から説明をお願いします。

◆ 5. 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い

(消費者庁：斎藤課長補佐) 【資料 3】の 4 ページ目を御覧ください。販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲については水で抽出するもの、水で希釈するもの、水で塩抜きするもの、湯切りするもの及び一般的に牛乳等の単品を加えて調理を伴わないものである。これらの食品については、調理後の状態における栄養成分等の量

を表示することが望ましいと書いています。これら例示されている食品については、実態調査を踏まえ、どのあたりまでを摂取時の栄養成分の量を表示することとするかを議論いただいた上で、これら食品が選定されているところです。その際に、販売時及び摂取時のどちらの状態も選べることは維持しつつも、どちらを推奨するかを書くべきといった意見から、業界団体にヒアリングを行い、例示で書いてある食品については望ましい方向として書くことは差し支えないと確認が取れています。

他方で、以前に冷凍食品についてもこのような取組をしてはどうかといった議論をいただきましたが、聞き取りしたところ、油で揚げの場合を想定しますが、揚げの場合の油の量であるとか温度、時間、更には油から上げてそれを実際にバットなどで置く時間などによって、実際に食べる際の吸油率が変わるため、統一化することは技術的に困難な部分があることから、冷凍食品の取扱いについてはこの規定から落としています。

《論点 11》販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱いに関して

(石見座長) 御説明ありがとうございました。竹林構成員、お願いします。

(竹林構成員) 116 行目の最後に「調理を伴わないもの(例：ココア、シリアル等)」とあり、117 行目の最後には「調理後の状態における」といった表現が出てきます。このままでは混乱を招く恐れがあるため、117 行目の「調理後の状態における」を「摂取時の状態における」に修正してはいかがでしょうか。また、同様の記載が 78 行目にもあるため、修正する場合は併せて対応いただければと思います。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。私も調理をしないにもかかわらず調理後という表現は誤解が生じると思いますので、竹林構成員の意見に賛成です。消費者庁の方からは、いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。御指摘いただいた 2 か所については、タイトルとそろえる形で「摂取時の状態における」に変えたいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

(一同) 意見なし。

(石見座長) それでは、5 番については、117 行目の「調理後」を「摂取時」に修正することで進めていきます。

そのほか、【資料 3】全体を通して御意見、御質問があればお願いします。

(一同) 意見なし。

(石見座長) それでは、まとめます。4-4 については、日本版包装前面栄養表示に用いる様式の文字に変えること、そして 4-4 の記載については、少し 4 の全体の中で誤解のないように順番を考慮する、更に最後の 5 番について、117 行目と 78 行目の調理後という文言を摂取時に変えるとしします。補足があれば、お願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。何点か補足します。まず【資料 3】の 2 ページ、42 行目の当該ガイドラインではといった文言の後に、一定のルール及びその望ましい在り方を示すとの意味をここに追加します。次に 3 ページ、76 行目について

望ましいと言い切るのではなく、困難な場合にはといったところで少し幅を持たせた表現にすることについても合意が得られたと思います。その点についても、事務局で修正したく思います。

(石見座長) 補足ありがとうございました。そのほか、よろしいでしょうか。

(一同) 意見なし。

(石見座長) それでは、今のとおりに修正して進めていただきたいと思います。また、修正が軽微であることから、消費者庁が【資料3】を修正し、その確認は座長一任として消費者庁において来年度のガイドライン案を作成いただくということでよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、座長一任といたします。

(3) その他

(石見座長) それでは、その他として消費者庁から何かあればお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 【資料4】を御覧ください。

【資料4】「令和7年度 日本版包装前面栄養表示に関する検討会」開催スケジュール等

こちらは、来年度に実施予定となる日本版包装前面栄養表示に関する検討会のスケジュール案になります。本日の議論などを踏まえ、4月以降に日本版包装前面栄養表示の様式案について消費者アンケート調査の実施予定です。そのアンケート結果を取りまとめ、更には本日いただいた意見を踏まえ、ガイドラインをまとめまして、それを6月以降の第1回検討会として、様式案の結果、更にはガイドラインについて御議論いただく予定としています。その議論を踏まえた修正を行い、8月以降にパブリックコメントを実施します。その結果を踏まえて、10月以降にもう一度ガイドラインについて御議論いただく予定となります。

(石見座長) 御説明ありがとうございました。

先ほど、座長一任とすると申し上げましたが、修正後また構成員の皆様にも御覧いただくということで理解いただければと思います。

本日の議題は以上となります。事務局からの連絡があれば、お願いします。

(事務局) 皆様、本日はどうもありがとうございました。後日メールで議事録の確認を行いたく思いますので、よろしくお願いいたします。また、今回の議事録については、後日、消費者庁ウェブページに掲載されます。

3. 閉 会

(事務局) それでは、消費者庁 清水課長より閉会の挨拶を申し上げます。清水課長、よろしくお願いいたします。

(消費者庁：清水課長) 消費者庁 食品表示課の清水です。令和6年度日本版包装前面

栄養表示に関する検討会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。石見座長をはじめ、構成員の皆様には昨年7月から5回にわたり、日本版包装前面栄養表示について熱心に御議論いただき、心より感謝を申し上げます。

また、本日も少し議論になりましたが、前回、塩分に関して隙間を設けてはどうかといった意見を淑徳大学の坂口構成員からいただきました。本日晒した案もそうした形になっていますが、私が食品表示の勉強不足かもしれませんが、なかなか世界的にも類を見ない形になっていると思います。いろいろと斬新な御意見をいただき、ありがたく思います。本日までそういった御意見をいただき、日本版包装前面栄養表示ガイドラインの記載方針ということで、座長の御一任として取りまとめるに至りました。

本日も、例えば評価をしっかりとっていくべきとの意見を頂戴しました。そういったところも来年度以降、検討をしていかなければいけないと思いますが、まだ始まっていないにもかかわらず評価の議論を行うのもどうだろうかという気もいたします。数年後に評価を行った結果、我が国においてはあまり包装前面栄養表示の効果がなかったという話になる可能性もあります。そうしたところでは、評価について議論するのは時期尚早と思いながらも、来年度以降少しずつ検討をしていきたいと考えています。

消費者庁では、先ほど今後のスケジュールとして【資料4】に沿って説明しましたが、来年度も引き続き検討会を開催し、日本版包装前面栄養表示の様式案についてアンケート調査の実施などから、ガイドラインの具体について決めていく予定です。最後に、改めまして、今年度の構成員の皆様におかれましては、御指導、御助言のほどありがとうございました。

(事務局) 清水課長、ありがとうございました。それでは、石見座長よろしく願いいたします。

(石見座長) 以上をもちまして、今年度の日本版包装前面栄養表示に関する検討会を閉会します。構成員の皆様、消費者庁様におかれましては、ありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。

〔了〕